



「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の
一部改正（案）骨子」のパブリックコメントを実施します

要 旨

本市は、再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）に関して、美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを目指すため、「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、令和2年9月1日から施行しています。

その後、令和4年2月議会定例会にて、本市においても2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明しました。

これを受けて、ゼロカーボンを推進する事業者が再エネ発電事業の導入・拡大に積極的に取り組んでいくために必要となる条例の一部改正に係る検討を進めています。つきましては、この案について、パブリックコメントを実施いたします。

概 要

1 実施日時

令和6年7月8日（月）から令和6年8月6日（火）

2 資料の閲覧場所

沼津市ホームページ、沼津市役所（5階 開発指導課、2階 生活安心課）

市内各市民窓口事務所、市立図書館 ※各地区センターでは、ご覧いただけません。

3 意見提出方法

- ・様式は問いません。
- ・表題は「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正（案）骨子についての意見」を明記してください。
- ・住所・氏名・電話番号・計画（案）の該当ページ・意見内容を記入し、郵送、FAX、直接持参、または電子メールにて提出してください。

※口頭や電話での意見の受付はいたしません。

4 意見を提出できる方の範囲

市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他本案件について利害関係を有する者

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課

直通：055-934-4762



Proud NUMAZU